

## 監督署の窓

### 「無期転換ルール」への準備はよろしいですか



は 「無期転換ルール」と

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。「無期転換ルール」を定めた労働契約法第18条の施行から5年を迎えると、本年4月から無期労働契約への申込権の発生が本格化します。「無期転換ルール」は、何のためにあるか

て有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇用の不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることがあります。たとえば、「対象者となる労働者は

②現時点で同一の使用者との間で契約していること。

契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問わず、契約期間に定めがある有期労働契約が同一の会社で通算5年を超えるすべての者が対象です。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

「無期転換申込権発生の条件」

と受理通知書を作つておくとよいでしょう。「会社は申し込みを拒否できるか」

の通算期間が5年を超えていること。通算契約期間は、

①有期労働契約の通算期間が5年を超えていること。  
4月1日以降に開始した同一使用者との2以上の有期労働契約から算定期間が一定の長さ以上ある場合、通算対象から除外されます。(クーリング期間)

この場合、無期転換はありません。

無期転換の申し込みをするとき、「会社は申し込みを拒否できるか」

の時点で成立します。無期に転換されるのは、申し込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

また、申し込まない事を更新時の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。

無期転換ルールの適用を回避するために雇止めすることは望ましくありません。雇止め法理にもとづいて、より慎重に対応する必要があります。

「無期転換後の労働条件は」

通常、同一使用者は

有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、(1)適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、(2)定年に達した後、引き続いて雇用される継続雇用の高齢者については、その事業主に引き続いて雇用される期間の定めがない限り、直前の労働条件と同一です。

別段の定めをすることにより、変更することは可

ります。トラブル防止のため、書面で行うことが適当で

3割が、通算5年を超える有期契約で働く人の約